

平成 26 年 6 月 19 日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 横 野 日 出 男

町長及び副町長の給料の額等について（答申）

平成 26 年 5 月 16 日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答　　申

1. 町長及び副町長の給料の額について

(1) 給料額

町長及び副町長の給料額については、次のとおりとすることが適當である。

町　長　月額　730,800円（13%削減）

副町長　月額　658,000円（6%削減）

(2) 改定の実施時期

町長及び副町長の給料額改定の実施時期については、平成26年7月1日とすることが適當であり、期間は、平成30年3月31日までとする。

ただし、町長の13%削減のうち10%相当分及び副町長の6%削減のうち3%相当分については、情勢適応の原則から平成26年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

2. 審議会開催状況

第1回審議会 平成26年 5月16日

第2回審議会 平成26年 6月 2日

第3回審議会 平成26年 6月19日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成26年5月16日に設置され、「町長及び副町長の給料の額等について」と「議会の議員報酬の額等について」の2件に関し諮詢を受けたが、総合的に検討する必要があると判断し、審議については同時に実施し、答申については、均衡を図ることとする。

町長及び副町長の給料額については、平成19年1月1日から、町長は10%の削減、副町長は3%の削減が実施されている。その後、2度にわたり河南町特別職報酬等審議会が設置され、審議された結果、同様の答申がなされている。

また、本町の財政状況や税収、一般職の職員の給与の減額状況等を考慮すれば、削減の継続はやむを得ず、削減後の給料額が情勢に適応していると判断する。

また、町長の行財政運営及び情報発信力は非常に高く評価することが出来るところから、削減率については、従来どおりの削減率が相当であるとの意見があった。

しかし、従来どおりの削減後の給料額においても、大阪府下の町村と比較した場合、高水準となることから、さらに上乗せする必要があるか検討することとした。

平成22年以降において、一般職の職員の給与は、人事院勧告により、1.7%の減額となっており、また、職員のラスパイレス指数は、大阪府下の町村平均を下回っている。

また、今回、「議会の議員報酬の額等について」も諮問を受け、議員報酬についても、3%削減することとしていることを考慮すると、町長及び副町長の給料額についても、従来の削減率にそれぞれ3%を上乗せすることがやむを得ないと判断する。

4. おわりに

今後、本町の抱える行政課題は、将来に大きな影響を及ぼすものもあり、困難な町政運営になることが予測されるが、更なる活躍を期待する。

また、今後、4年間において、社会経済情勢、町財政状況等に急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しを実施すべきことを意見として申し添える。